

◇ 優先予約

1. 横浜市が利用する場合及び共催又は後援する行事等に利用する場合は、受付開始日以前であっても優先的に受付を行います。

2. 優先予約は、電話での受付はしません。優先利用予約依頼書（10号様式、13号様式）又は減免申請書（第7号様式）の提出により仮予約で受付します。

3. 優先利用申込は、全ての書類の提出を持って正式に予約を受付します。

4. 優先枠は、土日祝、平日ともにそれぞれの暦月日数の2分の1以下とします。

5. 提出書類

優先区分	提出書類					
	利用許可申請書（1号様式）	優先予約依頼書（10号様式）	優先予約依頼書（13号様式）	減免申請書（7号様式）	名義使用承諾通知書	共催証明書
主催	◎	◎		◎		
共済	◎	◎		◎		◎
後援	◎		◎		◎	

注）教育委員会関連行事は、「市立小中学校の公会堂利用について（通知）」市地施第356号（平成23年11月15日）等により取扱います。

優先書類のメール送信希望は、公会堂ML宛に空メールを送信して下さい。※送信連絡要

【鶴見公会堂ML】 info@yokohama-tsurumikoukaido.jp tel 583-1353